

議第3号

令和8年度京都市国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度京都市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ137,233,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

令和8年2月16日提出

京都市长 松井孝治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 国民健康保険料収入		千円 24,446,000
	1 国民健康保険料収入	24,446,000
2一部負担金		1
	1一部負担金	1
3 使用料及び手数料		276
	1手数料	276
4国庫支出金		1,135,262
	1国庫補助金	1,135,262
5府支出金		90,621,587
	1府補助金	90,621,587
6財産収入		19,854
	1財産運用収入	19,854
7繰入金		20,799,273
	1一般会計繰入金	16,820,273
	2基金繰入金	3,979,000
8繰越金		1
	1繰越金	1
9諸収入		210,746
	1雑入	210,746
歳入合計		137,233,000

歳 出		
款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 費		千円 137,233,000
	1 事 務 費	5,407,818
	2 保 険 給 付 費	131,794,182
	3 公 債 費	1,000
	4 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		137,233,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険システムの標準準拠システムへの移行	令和 9年度から 令和11年度まで	千円 5,400,827
総合収納システムの代替システム構築費	令 和 9 年 度	16,586